

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○伊藤委員長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありが
とうございました。

判事補の定員を十五人減少させるということな
んですが、昨年の附帯決議、私も加わって策定し
ましたけれども、現実的な実員の増減見通しも踏
まえて更なる削減等も含め検討というのが附帯決
議の三項目めにありました。現実的な実員の増減
見通しを踏まえてのマイナス十五人なのかどうか
私は疑問を持っていますけれども、マイナス十五
人の根拠を教えてください。

○小野寺最高裁判所長官代理人 お答えいたしま
す。

直近の事件動向、判事補の充員が困難な状況が
続いていること、昨年の法務委員会での附帯決議
等を踏まえて総合的に検討して、今般、昨年度に
引き続き十五人の減員をするということとしたと
ころでございしますが、具体的に申し上げますと、
判事補の充員にこれまで努めておりまして、令和

五年の任官者数というのは、令和三年が六十六人
でございました、それが令和四年、七十三人、そ
して令和五年、七十六人というふうには、ややでは
ありますが増加してきたところでございます。

もつとも、令和六年一月の段階での欠員の見込
みとして、現在の定員を前提といたしますと、七
十六期の司法修習生の採用時点での判事補の志望
者数などを鑑みますと、百七十とか百八十とか、
そういうなお欠員が多い状態になるのではないかと
いうことも考えられるところでございまして、
そのようなことを検討した結果、今般十五人の減
員ということにいたしましたのでございます。

○階委員 だから、現実的な充員の見込みになっ
ていないんじゃないかと。今御答弁あったとおり
十五人減らしても、なお百五十人ぐらい欠員が出
る、今の答弁を前提とすればですよ。十五人、今
回減らしても、なお百五十人ぐらい欠員が出る状
況なんですよ。あと五十人ぐらい減らしても全く
問題なさそうな状況だと思えますけれども、なぜ
十五人なんですか。教えてください。

○小野寺最高裁判所長官代理人 お答えいたしま
す。

採用数でありますとか、あるいは、行政官庁へ
の勤務による出入り等、常に同じ数ではございま
せん。欠員が全くない状態ということになります
と、人事上問題が生ずることもあり得るというこ
とになりますので、まず、ある程度の欠員を抱え
ておく必要があるということについては御理解を
いただきたいと思います。

その上で、裁判所といたしましては、できる限

り充員に努めておりますけれども、欠員がなお多
い状態であるということは認識しているところで
ございます。

ただ、判事補は将来の判事の給源になるもの
でもございます。将来の事件処理体制への影響につ
いても考慮する必要があるというふうには考えてお
ります。令和四年度の大規模な減員を含む近時の減
員の影響を見ながら、慎重に検討していく必要が
あるというふうには考えているところでございます。
○階委員 状況を見ながら対応するために、毎年
この法案を審議しているわけですよ。我々だって、
別に、減らすことを目的にしているわけじゃない
んです。現実には合った定員にすべきだということ
を言っているわけですよ。現実には合っていないでし
ょう、百五十人欠員もあるなんて。おかしいじゃ
ないですか。

その隣にある判事なんか、欠員二十人ですよ、
直近で。何で、判事補だけ百五十人も欠員を抱え
ていて、それでよしとするんですか。今年七十六
人、若干増えているとは言っても、これがいきな
り五十人も六十人も増えるんですか。増えるわけ
ないでしょう。現実的な見通しということを附帯
決議で言っていますから、現実的な増減見通し、
これを踏まえた数字にしてくださいよ。全く合っ
ていないじゃないですか。それは認めますか。

○小野寺最高裁判所長官代理人 お答えいたしま
す。

裁判所といたしまして、欠員がなお多い状態
であるということについては認識していると
ございします。他方で、繰り返しになりますけれど

も、昨年も減員をしたというところがございます。そういう中で、今後の判事補の採用や志望への影響でありますとか、あるいは今後の事件動向ということも踏まえた事件処理状況等を考えますと、慎重に検討していく必要があるというふうを考えて、今回は十五人の減員ということで判断したものでございます。

○階委員 欠員を多くしていると、事件処理にはプラスになるのでしょうか。欠員を多くするのを、欠員を見直して減らすと事件処理に影響が出るのでしょうか。

要は欠員の話ですから、現に人がいないわけです。人がいないところを現実合った定員にしましょうと言っているだけであって、今言っていることは全く意味を成さないと思いますよ。

それで、こんなに欠員が多い状況がなぜ生じたかということ、やはり我々は真摯に受け止めなくてはならないと思うんですよ。

今日お配りしている資料の三ページ目なんですけれども、先ほどからも議論が出ておりますとおり、司法試験の受験者が激減しているわけですね。ちょうどロースクールが始まったのが平成十六年ですけれども、その直前の平成十五年ぐらいがピークなんです。司法試験、四万五千人。今、司法試験の受験者は三千八十二人、これは去年の数字で、今年はまだ出ていません。これほど激減していれば、さすがに受かる人も少なくなるし、その中で裁判官を目指す人も少なくなるということなんです。

元々、法曹養成制度改革で三千人受からせると

いう話でしたよね。今でも、合格者は少ないけれども、五%の人は裁判官を目指すんですよ。これは昨日いただいた資料にも書いていました。五%目指すから、七十人から八十人ぐらいの方が裁判官になっているわけですね。もし、今の合格者、千四百人ぐらいじゃなくて、三千人だったら、五%だったら百五十人裁判官に採れているわけですよ。

だから、結局は、法曹養成制度改革が失敗したことが裁判官の欠員の激増につながっているんですよ。これは認めますか。

○小野寺最高裁判所長官代理人 お答えいたします。

裁判所といたしましては、申し上げましたとおり、直近の事件動向あるいは判事補の充員が困難であるという現状、あるいは、法務委員会での附帯決議等を踏まえて、昨年度に続いて十五人の減員ということにしております。

減員によって定員数が減少することになりますけれども、これは毎年の状況を踏まえながら増減員を検討してきた結果ということでございます。

したがって、定員数の増減をもって司法制度改革あるいは法曹養成制度についての評価をするということではできないものというふうに考えております。

○階委員 政治家として、大臣、志願者の激減と裁判官の判事補の欠員の増加、この因果関係についてどう捉えているか、教えてください。

○齋藤（健） 国務大臣 まず、お尋ねの判事補の

欠員の原因、これにつきましては、最高裁判所による司法修習の運営ですとか判事補の採用に係る事項であり、法務省として見解を述べるのは差し控えずに、法務省として思っていますけれども、法曹を希望する人、これが激減をしているということは、そのグラフを見ても明らかであります。法務省としても様々な増えるような取組もやってきているわけですが、いまだ十分になっていないという現実があるということはそうなんだろうと思っています。

○階委員 人ごとのようなお話をされても困るわけで、これは何とかしなくちゃいけないんですよ。私はずっとこの場で言い続けているんですけども、何ともなっていないんですよ。もう失われた二十年ですよ。二〇〇四年にロースクールが始まったから減る一方じゃないですか、受験者。減る一方ですよ。

他方で、三ページのグラフをよく見ていただくと、途中から紫の折れ線グラフが出てきていますね。これは右肩上がりです。これは何の数字かというと、予備試験、これを通して司法試験を初めて受けられるという予備試験の受験者の数なんですけれども、こちらは右肩上がりなんです。

予備試験の方は増えていることは、ひとつとすると、予備試験をなくして全員が司法試験を受けるような仕組みにすると、また元のように司法試験の志願者は増えてくるかもしれない、こういうふうに思うわけです。この点について、大臣、お考えはどうですか。

○齋藤（健） 国務大臣 近年の司法試験におきま

して、予備試験の合格者が非常に率が高くて増えているということは事実でありまして、私はこれは真摯に受け止めていかなくちやいけなないと思っ
ています。（階委員「まず志願者の方」と呼ぶ）
はい。志願者の方ですね。

それで、今、法科大学院を中核とするプロセス
についての法曹養成制度、これについては、司法
試験という点のみによる選抜の方法によって指摘
されていた様々な問題点、これを克服するために
当初導入されてきたものと私は理解をしていると
ころでありますし、この点に関しては、現在もな
お、その重要性は失われていないのではないかと
思っています。ただ、現行の法曹養成制度につ
いては様々な課題があるということも認識をして
おります。

そして、平成二十七年六月の法曹養成制度改革
推進会議決定に基づいて制度改革を進めて、今、
法科大学院教育の一層の充実や、法科大学院の時
間的、経済的負担の軽減などにも取り組んでいる
ところでもあります。ただ、いまだそこは、おっし
やるように、数字の大きな改善がないというのも
事実だと思っております。

ただ、こうした取組で、近年、法科大学院修了
者については、いわゆる累積合格率が七割程度と
いうふうになっていまして、司法制度改革審議会
意見において想定されていた合格率には達しつづ
あるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたけれど
も、私は、より多くの有為な人材が法曹の世界に
入ってくるということは大変重要な課題だと思っ

ていますので、御意見を伺いながら取り組んでい
きたいと思っております。

○階委員 司法試験の受験者を増やさなくちやい
けないということは、問題意識として共通だと思
うんですね。

ところで、この予備試験は、司法試験の受験者
を減らす方向に作用しているんじゃないか、そし
て質を下げる方向に作用しているんじゃないか、
こういう問題意識があります。

五ページ目を御覧になってください。
一番上の表は法科大学院の受験者数とか入学者
数、そして、真ん中が予備試験の受験者数と合格
者数です。一番下が司法試験の結果ということ
です。

法科大学院の受験者は、併願している人が多い
ので、九千三百九十三人中千九百六十八人が合格
したというふうには単純には考えられないという
ことで、これはかなりの方が法科大学院には受か
るという前提です。ところが、予備試験について
は、三・六三％しか、直近、受かりません。

この受かった人が司法試験にそれぞれ臨むわけ
ですけれども、法科大学院に入って修了して、そ
して、司法試験を受けた人がどの程度、最後、司
法試験に合格するかというと、済みません、細か
い数字で恐縮なんです。五ページの右下あた
りに、三七・六五％、令和四年ですけれども、三
七・六五％の人が、法科大学院を終えて司法試験
に受かった割合です。一方、予備試験を受かって
司法試験を受けた人は、何と九七・五三％、ほぼ
一〇〇％受かっているわけですね。これは、母集

団が四百五人で、落ちたのはたった十人ですよ。

そもそも、予備試験を受けて、なおかつ司法試
験を受けさせる意味がないと思うんですね。も
う予備試験に受かった段階で司法試験に受かって
いるようなものじゃないですか。嫌がらせのよう
なものです。予備試験に受かったのにまた司法
試験を受けさせる。こんなことをやっているから、
志願者は増えないわけですよ。だから、予備試験
なんかやめた方がいいというのが一つ。

それから、合格率の差が激し過ぎますよね。何
ですか、この三倍の差は。

ところで、皆さんのお手元の七ページ目、これ
は閣議決定です。平成二十一年の三月三十一日
ですから、民主党政権になる前ですね。このとき
何を閣議決定しているか。下線を引いた部分です。
「予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と
法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合と
を均衡させるとともに、予備試験合格者が絞ら
れることで実質的に予備試験受験者が法科大学院
を修了する者と比べて、本試験受験の機会におい
て不利に扱われることのないようにする」。明確
に書いていますよね。

現実と全く矛盾していませんか。大臣、お答え
ください。

○齋藤（健） 国務大臣 平成二十一年三月の御指
摘の閣議決定におきましては、法科大学院修了者
と予備試験合格者との司法試験における公平な競
争を確保するための考慮要素として、両者の司法
試験合格者を均衡させるといったことが挙げられて
います。

近年の司法試験においての状況については今委員御指摘のとおりでありまして、予備試験の場合には九七・五三%、御指摘の。それから、法科大学院修了は三七・六五%ということですので、この閣議決定の趣旨からいえば、大変大きな差異が生じているということでありますので、私は、これは真摯に受け止めていかなくちやいけな思っています。

○階委員 真摯に受け止めていただくのは大変いいことですが、それで何をするかですよ。

さつき言いました、予備試験を受かっている人って、もう司法試験なんか受けさせる必要がないと思うし、逆に、予備試験を受けさせずに司法試験だけを受けさせる、つまり、司法試験の受験資格を昔みたいにフリーにするという解決策もあると思います。これで志願者は一気に増えると思います。

先ほど共通認識だと言った志願者を増やすために、予備試験をやめて、法科大学院を終えていようがいまいが受けさせる。現に、3+2が始まって、法科大学院を終えていないのに司法試験を受けられる人がいるわけです。これもおかしな話だなと思うんですけれども、そういうふうになし崩し的に法科大学院修了が司法試験の前提じゃなくなっている。

これを捉まえて、もはや予備試験を経なくてもオープンに司法試験を受けられる、こういう仕組みにすべきではないか。お答えください。

○齋藤（健）国務大臣 階委員の御意見のスタートのところは、私も共有するところであります。

そして、先ほど申し上げたように、この乖離というものについては真摯に受け止めると申し上げましたけれども、政府は、平成二十七年六月の法曹養成制度改革推進会議決定に基づいて、法科大学院の集中改革に今取り組んでいるところで、御案内のことではあるんですけれども、令和元年六月、いわゆる法曹養成制度改革法が成立をして、令和四年十月に、昨年十月に全面施行されたという段階であります。

この改革法によって、法科大学院在学中の者にも、一定の場合に司法試験の受験資格が付与され、また、御指摘もありましたが、法学部三年と法科大学院二年のルートが制度化された、いわゆる3+2が行われることになっているわけです、今年の七月の司法試験からでありますけれども。

そういう意味では、この法律に基づいて改革が今始まってきているところでありますので、法務省としては、引き続き関係機関等とも連携をしながら、法科大学院教育等を一層充実するための支援ですとか、3+2の制度の更なる周知を行うとともに、法曹の魅力や幅広い分野での活躍についての積極的な情報発信など、法科大学院志願者の増加に向けた環境づくりに向けて全力で取り組んでいくということであります。

このような取組により、私は、差異が解消される要因にはなっていくんだろうと思っております、引き続きよく注視をしていきたいと思っております。○階委員 あと、司法試験法五条にも違反していただきますからね。予備試験は法科大学院修了者と同等のレベルにするというのは司法試験法五条にある

わけで、だとしたら、法科大学院修了者と予備試験合格者で合格率がそんなに違わないはずですよ。この五条も守られていないということも、これも毎年指摘しておりますけれども、改めて指摘させていただきます。

それから、決して文科省から出ない不都合な真実をお伝えさせていただきたいと思えます。

六ページ目を御覧になってください。これもちよつと細かくて恐縮なんですけど、先ほど来言っていますとおり、予備試験の人は、約四百人受かって、それでほぼ全員受かる。去年でいうと、合格者千四百人なので、残りの千人は法科大学院から受かっているということですから、千人対四百人合格者の比率ですね。ですから、大体、合格者でいうと、千四百人のうち四百人だから、二八%ぐらいだと思えます。それが全体に占める予備試験合格者の割合です。

ところが、合格者を更に細かく見ていきますと、合格上位の一〇%に占める予備試験合格者の合格率は五八%です。合格上位二五%だと六〇%です。合格上位五〇%で初めて四三%で、予備試験組が下回ってきまずけれども、これほど母集団の数が違うのに、上位の方に受かっている割合、これは予備試験組の方が圧倒的に高いわけです。

さつき、就職時点で予備試験組が優遇されるみたいな話もありますけれども、これは当然ですよね。これほど成績が違うんです、同じ合格者でも。だから、法科大学院の教育って、全く役に立っていないとは言いませんけれども、非常に、この数字を見ても、法科大学院は何やっているんだとい

うふうに思うわけですよ。それが特権を与えられて、ここを終えないと司法試験を受けられないとか、途中でも司法試験を受けられるとか、そういう特権を与えられる。これは非常におかしいわけですよ。

今日は文科副大臣が来ていますけれども、なぜこんなに法科大学院というのは予備試験に負けているんですか。情けなくないですか。何か、合格率が上がっているみたいなのをページ目にも書いていますけれども、合格率が上がるのは当然ですよ。千四百人とか千五百人採ると最初から決めていて、でも予備試験から受かる人は四百人ぐらいにとどめておいて、残り千とか千百人は法科大学院から必ず受かる、必ず採る。その中で、法科大学院に入る人は、人気がないので、レベルが低いので、ほとんど下がっていく。法科大学院に入る人が少なくなっていく中で、受かる人数は千とか千百人、あらかじめ枠が決まっていたら、合格率が上がるのは当たり前じゃないですか。なぜ合格率を上げることをKPIにしているのか、全く現状と乖離していますよ。

むしろ、私が指摘したように、予備試験組との合格率を近づける、そういうこととか、合格者の中で上位の合格者を増やすとか、そういうところをKPIにすべきじゃないですか。こんないいかげんな目標を立てているから、いつまでたっても法科大学院は予備試験に負けてしまうんですよ。どうですか。お考えをお願いします。

○**築副大臣** お答えいたします。司法試験そのものにつきましては、法務省が所

管する事務でございますので、文科省がお答えする立場にはありませんけれども、法科大学院の教育に関する数値目標、御指摘のありましたこのKPIにつきましては、平成二十七年の法曹養成制度改革推進会議決定や中央教育審議会における議論も踏まえて、累積合格率を全体で七〇%以上にするなどを設定しております。

文部科学省といたしましては、法科大学院教育の質の向上を図り、合格率を向上させていくことが重要であるというふうに考えております。

○**階委員** KPIは見直しますか、見直しませんか。お答えください。

○**築副大臣** 今、このKPIの設定の経緯については、御説明をしたとおりでございます。繰り返しになりますけれども、平成二十七年の法曹養成制度改革推進会議の決定、それから中央教育審議会における議論を踏まえて、累積合格率を全体で七〇%以上にするなどを設定しておるといふ経緯がございますので、この場で私の方から軽々に申し上げることはできません。

○**階委員** すぐ決定できるかどうか、権限がないのでできないということなんだけれども、この議論を聞いていたら、いかに今のKPIがおかしいかという問題意識は持っていただけだと思うんですが、それはありますか、問題意識は。お答えください。

○**伊藤委員長** 築文科副大臣、時刻が来ております。

○**築副大臣** お答えいたします。令和十一年度のKPIについては、令和六年度

の達成状況に応じて必要な見直しを行うということが、このKPI設定に当たっての公表された資料でこれは明示をしておりますので、今の段階でははっきりとしたことはお答えはできませんけれども、様々な御指摘を踏まえて、必要があれば様々な検討は進めてまいりたいというふうに思います。

○**伊藤委員長** 階猛君、これで終わってください。

○**階委員** 様々という言葉、総理の口癖がうつつたかのように思いました。

質問を終わりますけれども、附帯決議の五番の、判事が国の訴訟代理人になるという問題も解消されていないということをお指摘しまして、私からの質問を終わります。

ありがとうございます。